

練馬区立光が丘第二中学校 令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめをうけた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として以下のいじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本背策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「人権尊重、生命尊重」を掲げ、いじめや人道に悖るふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深める啓発その他必要な措置として、人権講話・人権作文を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、全生徒を対象とした定期的な調査等を次の通り実施する

- ① 生徒対象いじめについてのアンケート調査 年3回、都度実施
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回、都度実施
- ③ スクールカウンセラーによる生徒全員面接 第1学年

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備をはかる。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 心のふれあい相談員、学校生活支援員の活用
- ③ いじめの相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を計画的に行い、いじめ防止及び早期の対策についての教職員の資質と能力の向上を図る。

ウ インターネット、スマートフォン等を通して行われるいじめに対する対策

- (ア) 保護者に対し、保護者会、情報モラル講習会、学校だより等を通してインターネット、スマートフォンを介して行われるいじめを防止し、適切な対策がほどこされるような啓発活動を行う。
- (イ) 生徒には警察と連携して行われるセーフティー教室、外部講師を招聘して行う情報モラル講座等を通して、いじめを防止し効果的に対処できるような能力・態度を育てる。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ対策委員会」を設置する

〈構成員〉

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー

〈活動〉

- ① いじめ早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒理解を深めること

〈開催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は校長が緊急開催する

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめの相談を受けた場合は、すみやかに管理職に相談し、複数の教員で関係生徒に聞き取りをし、いじめの有無を確認する。
- (イ) いじめの事実が確認された場合はただちに「いじめ対策委員会」を招集し、以下についての対策を講じる。
- ① いじめをただちにやめさせる。
 - ② いじめを受けた生徒・保護者に対して事実経過と学校の再発防止のための取り組みを説明するとともにいじめを受けた生徒の心のケアを行う。
 - ③ いじめを行った生徒への指導を適切に行い、保護者に対して事実経過と再発防止のための啓発・助言を行う。
 - ④ いじめの継続、再発の有無について継続的に観察する。
- (ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要であると校長が判断する場合は、保護者と連携をはかりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、練馬区教育委員会及び光が丘警察と連携して厳正に対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した場合は、練馬区教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する

エ 上記調査内容については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適性に事項の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見のための取り組みに関すること

イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。